

別紙 2

建設工事：市外に主たる営業所を有する場合

入札参加資格審査申請事項を変更するときは、変更届（様式第 2 4 号）を提出してください。提出の際は、「建設工事」を○で囲ってください。ただし、鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム（TCAS）で変更される場合には変更届（様式第 2 4 号）は不要です。

以下に、変更内容毎に必要な添付書類及び調書等を記載します。その他の内容の場合は、別途ご相談ください。

【変更内容】 （○：添付が必要な書類 △：状況に応じて添付が必要な書類）

（1）代表者及び商号又は名称の変更

○登記簿謄本又は登記事項証明書の写し ※申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもの

△使用印鑑に変更がある場合は、使用印鑑届

△委任先がある場合は、新しい委任状（様式は任意）。ただし、TCAS による届出の場合は不要

（2）所在地の変更

○記簿謄本又は登記事項証明書の写し

△委任先がある場合は、新しい委任状（様式は任意）。ただし、TCAS による届出の場合は不要

※ 変更届に郵便番号の記載をしてください。

（3）連絡先（電話番号、ファックス番号、E-mail）の変更

添付書類は不要です。

（4）受任者の変更

○新しい委任状（様式は任意）。ただし、TCAS による届出の場合は不要

△使用印鑑に変更がある場合は、使用印鑑届

（5）受任先の住所、連絡先（電話番号、ファックス番号、E-mail）の変更

○営業所一覧（様式第 6 号）

○新しい委任状（様式は任意）。ただし、TCAS による届出の場合は不要

（6）建設業許可の変更及び廃止

○建設業許可通知書又は建設業許可の証明書の写し

※ 建設業許可の更新の場合は変更届の提出は必要ありませんが、更新後の許可通知書の写しを 1 部提出してください。

なお、工種の追加を希望するときは、随時申請により参加資格審査申請書を提出してください。

（7）技術職員の採用、退職、資格の変更及び専任技術者の変更

変更届の提出は不要とします。

（8）会社の業態に関する調書の内容変更

○会社の業態に関する調書（鳥取市様式第 1 3 号）

（9）特殊工事に係る職員の変更

○職員調書（鳥取市様式第 1 9 号）、職員写真（鳥取市様式第 2 0 号）

△職員の追加の場合は、職員が有する資格等を証する書類の写し及び雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の本人欄の写し

（10）特殊工事に係る機械設備等の変更

○機械設備等調書（鳥取市様式第21号）、機械設備等写真（鳥取市様式第22号）

△機械設備等の追加の場合は、追加する機械設備等の売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写し

(11) 経営事項審査に係る結果通知書について

経営事項審査に係る結果が通知された場合は、速やかに経審結果通知書の写しを提出してください。この場合は、変更届の提出は不要です。

なお、経営事項審査を受けていない場合は、提出済の経営事項審査有効期限満了日で入札参加資格を喪失しますので、入札参加資格取下げ届の提出をお願いします。

また、入札参加資格を有する工種の一部について経営事項審査を受けなかった場合は、新しい経営事項審査結果通知書の写しまたは受付された経営事項審査申請書の写しを添付して変更届（資格の取下げ）の提出をお願いします。

(12) 合併等による入札参加資格の引継ぎ

【引継ぐ者が本市の入札参加資格を有する場合】

○入札参加資格希望表（様式第2号） ※合併前の者が有していた参加資格に限る。

○建設業許可通知書又は建設業許可の証明書の写し

○経営事項審査に係る結果通知書の写し

○登記簿謄本又は登記事項証明書（全部事項）の写し

△委任がある場合は、新しい委任状及び営業所一覧（様式第6号）

○会社の業態に関する調書（鳥取市様式第13号）

△委任がある場合は、使用印鑑届

○事業の引継をしたことがわかる書類（譲渡契約書、株主総会議事録、取締役会議事録等）

【引継ぐ者が本市の入札参加資格を有しない場合】

○令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請書類 一式

※ただし、入札参加資格希望表（様式第2号）で希望できる工種については、合併前の者が有していた参加資格に限る。なお、工事経歴書（様式第3号）の添付書類（請負契約書等）は省略可とする。

○事業の引継をしたことがわかる書類（譲渡契約書、株主総会議事録、取締役会議事録等）